

(仮称)和歌山市障害者コミュニケーション支援条例案骨子（案）

1 目的

障害者のコミュニケーションには、言語（手話を含む。）、文字表示、点字、音声、触覚等を使った多様な手段があると認識し、コミュニケーションに困難がある障害者に対する社会的障壁を除去するため、障害に応じたコミュニケーション手段を保障するための施策を講じ、もって誰もが安心して暮らせる共生社会を実現することを目的とする。

2 定義

条例における用語の定義を次のとおりとすること。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、発達障害、精神障害、難病その他の心身の機能の障害（以下これらを「障害」と総称する。）がある者であって、その障害及び社会的障壁により、コミュニケーション手段を選択すること、及び利用できない状態にある者
- (2) 社会的障壁 障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) コミュニケーション手段 言語（手話を含む。）、文字の表示、点字、音声、触覚、平易な言葉その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器用具等）
- (4) コミュニケーション支援従事者等 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、盲ろう者向け通訳・介助者、知的障害者・発達障害者・精神障害者へ伝達補助等を行う支援従事者等

3 基本的理念

コミュニケーション手段の理解及び普及は、障害者とそれ以外の人相互の違いを理解し、互いに尊重することを基本として行われなければならない。また、障害者に対するコミュニケーション手段の支援は、障害者差別解消法に係る合理的配慮の提供に係る権利として保障されなければならないこと。

4 市の責務

市は基本的理念にのっとり、関係機関と連携して、障害者がコミュニケーション手段を利用し、日常生活又は社会生活を営むことを妨げる社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行い、コミュニケーション手段の普及や利用しやすい環境の整備を促進するものとする。

また、市は障害者及びコミュニケーション支援従事者等の協力を得て、コミュニケーション手段の意義及び基本的理念に対する市民の理解を深めるものとする。

5 市民の役割

市民は、基本的理念に対する理解を深め、市の施策に協力するものとする。

6 事業者の役割

事業者は、基本的理念に対する理解を深め、市の施策に協力するとともに、コミュニケーション支援従事者等と連携するなど、障害者がコミュニケーション手段を利用しやすいよう合理的な配慮の実施及びコミュニケーション手段を図ることができる環境づくりに努めるものとする。

7 障害の内容に合わせたコミュニケーション支援

(1) 視覚障害者のコミュニケーションに対する支援

視覚障害には、全盲、弱視、色弱又は中途失明等における見え方の違いのあることを考慮し、文字の点字化、音訳、拡大化又はコントラストの強調その他の支援、さらに情報技術を活用した支援を行なうものとする。

(2) 聴覚障害者のコミュニケーションに対する支援

聴覚障害には、ろう、難聴又は中途失聴等における聞こえの違いがあることを考慮し、手話通訳、要約筆記を始めとした支援、さらに情報技術を活用した支援を行なうものとする。

(3) 盲ろう者のコミュニケーションに対する支援

盲ろう者については、触手話、指点字その他のひとりひとりに適したコミュニケーション支援を行なうものとする。

(4) 肢体不自由者等のコミュニケーションに対する支援

肢体不自由等については、全身症状に起因する発声・発語等の困難さに応じた支援を支援を行なうものとする。また、喉頭摘出等により代用音声を使用する者に対する支援を行なうものとする。

(5) 知的障害者、発達障害者及び精神障害者に対する支援

知的障害、発達障害及び精神障害については、それぞれの障害の特性に対する正しい理解を踏まえ、平易な表現によるわかりやすい情報伝達やそれぞれの精神症状に配慮した支援を行なうものとする。

8 施策の策定及び推進

市は、コミュニケーション手段を促進する環境を整備するために次の施策を障害者基本法の規定に基づく和歌山市障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく和歌山市障害福祉計画との整合性を図りながら策定し、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) コミュニケーション手段の理解及び普及を図るための施策

(2) 市民がコミュニケーション手段に関する情報を得る機会の拡大のための施策

(3) 市民がコミュニケーション手段を選択することが容易にでき、か

つ、コミュニケーション手段を利用することができる環境の整備のための施策

(4) コミュニケーション支援従事者等の配置の拡充及び処遇改善等、コミュニケーション支援従事者等のための施策

(5) その他コミュニケーション手段の促進のための施策

9 障害者コミュニケーション支援協議会の設置

市長は、障害者コミュニケーション支援に関する施策の実施状況について意見を聞くために障害者コミュニケーション支援協議会を設置すること。

10 財政上の措置

市は、コミュニケーション手段に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

11 施行日 平成28年4月1日